

令和元年度事業計画

建設技能労働者は、高齢化と若手入職者の減少・離職率の高止まりが続いており、建設経済研究所の推計によると2010年266万人だった労働者数は、144万人(47%減)～226万人(15%減)と労働者不足が深刻になると警鐘を鳴らしています。県内の需給ギャップも、2025年には1～2万人、需要人数に対して3～5割のギャップが生じるといふ推計もあり、労働者の確保が企業の存続を左右する最重要課題になりつつあります。

さらに、本年4月から働き方改革関連法が順次施行されることとなり、時間外労働の上限規制などにより労働環境の是正や、担い手確保の観点からも週休2日制や労務費単価の引き上げ等が強く求められています。

このため、働き方改革関連法への着実な取り組みを進めます。また、週休2日制の普及促進に向けた取り組みを国、県及び市町村と連携して行い、その実施状況を調査し、課題等を把握して、今後の取り組みに反映させるとともに、休日や作業不能日数等の所要の工事日数を確保できる適正な工期設定や、必要な労務費・経費等を適切に請負代金に反映できるよう提言・要望を行います。

また、働き方改革を受け、建設業における生産性の向上が大きな課題となっています。国ではICT施工などを活用するi-Constructionを加速する方針を示しています。このため、ICT施工の実施しやすい環境を、国、県と連携して推進し、生産性の向上を図られるよう、検討・研修等を行ってまいります。また、工事情報共有システム(ASP)も引き続き提供していきます。

東日本大震災から8年が経過し、2020年は復興計画の最終年度となり、公共事業の減少が懸念されていましたが、近年の度重なる災害に対して、政府では今年度から「防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策」を3年間6.9兆円行うこととし、初年度は1兆3,475億円が盛り込まれております。また、青森県の平成31年度当初予算も、県土整備部所管公共事業関係費は約596億円と前年比9.6%の伸びを示すとともに、2月補正でも約83億円が盛り込まれています。

これまでの青森県への公共投資は減少を続けておりましたが、これで一服した状態となりました。しかし、今後も引き続き、県内公共事業の増額や地元企業への優先発注、工事発注時期の平準化や地域間格差是正等について、あらゆる機会をとらえて、国や県への提言・要望活動を展開していきます。

担い手三法が施行され、「担い手の中長期的な育成及び確保」「適正価格での契約」「多様な入札契約制度」「地域の維持」が示されています。

「担い手の中長期的な育成及び確保」については、若年建設労働者確保対策、建設雇用改

善事業及び土木系人財県内定着プロジェクトを引き続き行い高卒、大卒者の県内建設業者への入職を図ります。また、県で行う青森県建設業キャリア支援ポータルサイト「Build Aomori.com～ミライのツクリテ～」に協力し、生徒や学生に対するWEB発信を行うとともに、UJターン就職者を対象とした事業を実施するなど、国、県、学校等と連携した担い手確保に努めていきます。さらに、就職前準備研修や新人研修を行うなど若手・女性技術職員の更なる活躍に向けた育成・環境整備を行うとともに、「建設キャリアアップシステム」の窓口業務を行い会員従業員のキャリアアップのお手伝いをいたします。将来を担う子供たちの建設業へのイメージ向上のため、元気応援プロジェクト展を引き続き行うとともに、国や県と連携して、建設業の魅力をより効果的に伝える事業を検討し、実施していきます。

「適正価格での契約」では、公共工事の適正積算、適正工期の確保及び適切な設計変更が行われるよう運用の状況を調査していくことで、関係機関に対して具体的な改善提案を行うようにします。また、最低制限価格並びに低入札調査基準価格についても適切な対応をするよう提言・要望を行います。

「多様な入札契約制度」についてもダンピング受注の防止対策はもちろん、公平・公正な受注機会が確保されるよう入札契約制度について、課題や改善策を把握・整理し、関係機関へ提言・要望を行います。

地域の建設企業は、災害対応、除排雪、インフラの維持管理等、地域社会の存続に不可欠な役割を担っております。地域建設業の持続性の確保に係る地域建設業の課題に対して、建設業に関わる行政機関や関係機関との意見交換会及び要望の場を設けるなど課題解決のための活動を展開していきます。

これらの施策を実施するため、青森県建設業協会は、青森県の建設業が将来に亘って発展し、建設業に携わる人々が誇りを持って仕事ができるよう、常置委員会や青年部の活動を通じて、建設業の様々な課題の検討を行い、理事会を適宜開催し状況を説明するとともに、本部支部が一体となり、国や県等の行政機関や全建や東北建設業協会連合会等関係機関とも密接に連携して、新たな元号のスタートの年として積極的に事業に取り組みます。

1. 事業計画

(1) 会議

- (イ) 理事会は年8回以内
- (ロ) 評議員会は年2回以内
- (ハ) 監事会は年2回以内
- (ニ) 各種委員会は年3回以内

(2) 連絡協議、意見交換

- (イ) 国、県等の関係官公庁との連絡協議
- (ロ) 国、県等の関係官公庁との意見交換
- (ロ) (一社)全国建設業協会との連絡協議
- (ハ) 東北建設業協会連合会、東北経済連合会との連絡協議
- (ニ) 日本原燃(株)、電源開発(株)、鉄道建設・運輸施設整備機構等との連絡協議

(3) 調査研究、提言及び要望

- (イ) 働き方改革に基づく、働き方改革関連法の調査・研修等
- (ロ) 週休2日制普及キャンペーンの実施及び促進のための調査、研修等
- (ハ) 担い手三法に基づく事項の調査・研修等
- (ニ) ICT施工など生産性の向上のための調査・研修等
- (ホ) 若年建設労働者確保対策及び雇用改善対策についての調査・研修及び事業の実施
- (ヘ) 建設業イメージアップのための研究、研修及び事業の実施
- (ト) 国、県等の関係官公庁への提言、要望の実施
- (チ) その他建設業の課題に対する調査、研修等
- (リ) 公益目的事業実施報告書

(4) 研修、講習事業

- (イ) 交通誘導員研修、登録解体工事業講習会等の実施、建設キャリアアップシステムの研修
- (ロ) 新人研修等の実施
- (ハ) ICT施工などの研修等の実施
- (ニ) その他経営労務・技術向上に関わる研修

2. 啓発指導、受託事業

- (1) 関係団体、報道機関との情報交換
- (2) 建設業退職金共済事業、法定外労災補償制度、前払保証事業、第三者賠償責任補償保険の加入促進活動及び受託事業の実施
- (3) 建設業振興基金、全国建設研修センター等の事業実施
- (4) 工事情報共有システム(ASP)事業の実施

- (5) 就職前準備研修等東日本建設業保証(株)の事業の実施
- (6) 「土木系人財県内定着プロジェクト」に係るインターンシップ事業
- (7) 「株式会社青森県建設会館」、「青森県公共工物品質確保安全施工協議会」、「アスファルト合材協会」、「青森県土木施工管理技士会」及び「建設キャリアアップシステム」の事業受託

3. 栄典及び表彰関係

- (1) 叙勲及び国家褒章並びに全国建設業協会等の表彰に関する事項
- (2) 優良事業所及び優秀従業員、職員の表彰に関する事項
- (3) 建設雇用改善優良事業所の表彰に関する事項

4. 各種申請、届出用紙、建設系廃棄物マニフェストの頒布並びに関係資料の配布